（前のページより続き）

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

会社その他

三三〇

省　令

○総務省令第七十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十六日

総務大臣　川端　達夫

電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

電波法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「財団法人テレコムエンジニアリングセンター（昭和五十三年六月二十日に財団法人無線設備検査検定協会という名称で設立され、平成十年七月二十九日に財団法人テレコムエンジニアリングセンターという名称に変更された法人をいう。）」を「一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条の五第二項第一号イ中「第百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除く。以下このイにおいて同じ。」を「次の(1)又は(2)のいずれかに該当する求職者を除く。」に改め、「余儀なくされた六十五歳未満の求職者」の下に「（次の(1)に該当する者を除く。）」を、「を含む。」及び「している者に限る。」の下に「以下このイにおいて同じ。」を加え、同号イに次のように加える。

(1)　第百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者

(2)　平成二十三年三月十一日から平成二十四年九月三十日までの間に、公共職業安定所、地方運輸局若しくは職業紹介事業者から職業を紹介され、又は職業指導を受けた求職者その他求職活動を行つた求職者でない者（次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する者を除く。）

(i)　東日本大震災の発生時に、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により同項第一号から第三号までに掲げる指示の対象となつた区域をその区域に含む市町村に居住していた者

(ii)　(i)に規定する者のほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して市町村長が行つた当該事故に係る住民に対する避難の勧奨その他の行為の対象となつた区域又は場所に東日本大震災の発生時に居住していた者であつて、当該行為により当該区域又は場所以外の区域又は場所に避難しているもの

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第二項第一号イに規定する雇入れを行つた事業主に対する被災者雇用開発助成金の支給については、同日前に同号イの規定により雇い入れられた労働者に係る支給に限り、なお従前の例による。